

ある」との意見が述べられている。また、「婦人に対する保障制度の改善は短期間には無理であろう。というのは、一方でまだ解消されない問題を沢山提起するとともに、他方でそれぞれの件について非常に長期間の暫定的措置を講ずる必要があるからである」との見解も述べられている。

委員会の提案はおおむねつぎのとおりである。はっきりした老齢保障の確立のためには、すべての婦人は婚姻関係とは独立の個別の給付請求権を有する社会保険の被保険者であるべきである。その場合、就業していない婦人の老齢保障の財源はその配偶者が負担する。また、就業している婦人は、各自の労働報酬から保険料を支払う。子どもの世話をために就業できない期間については、家族負担調整のための保険料をもってあてるべきである。各制度ごとに保険料額および年金額が新たに定められる。配偶者のみが就業している場合の保険料額については、相当高いものとなろう。これは、就業している配偶者の所得から2人分の社会保障をまかぬための保険料を徴収することになるからである。また、年金額については、単身者の場合と既婚者の場合ある程度差がつけられるべきである。はっきりした婦人の老齢保障を確立するためには、単身者について年金加算を導入すべきである。

子どもの養育は一つの仕事であり、社会保障制度は、婦人が就業のために拘束されることなしに子どもを養育することができるようにならなければならない。そのために一定期間、調整手当が支払われるべきである。これと関連して、婦人が教育を終了した場合または結婚により中断していた教育を継続する場合、経過手当が受けられるようにすべきである。

### 今後の課題

以上が同委員会の基本的見解であるが同委員会は、今回の提案は、はっきりした婦人の社会保障確立のための第一歩にすぎない、数多くの山積する問題を今後検討し、立法措置がとられうるような提案をする、と述べている。また連邦政府も、1976年12月16日の政府声明の中で、すべての婦人のためのすぐれ

た社会保障を約束し、そのための方向を明らかにしている。すなわち、「われわれは、今後8年間に社会保障において無権利の状態にある婦人をなくし、終局的にはすべての婦人のためにすぐれた社会保障を確立するよう努力しなければならない。このために相当の準備をする必要がある。政府は、専門委員会を召集し、重要な問題を解決し、次の総選挙までには基本的な考え方を明らかにする予定である」と述べている。

*Die soziale Sicherung der Frau,  
Die Krankenversicherung 1977.*

(石本忠義 健保連社会保障研究室)

### 社会保障こぼれ話

### 労働災害補償の改正

(アメリカ)

この国の労働災害補償は、各州の法律で規定されており、それぞれの州によって制度が異なる。

1977年には、49州で約1,700の法案が提出され、そのうち、300以上が法律として制定された。それらの改正は主として適用の拡大、現金と医療の給付やリハビリテーションの改善、管理・運営などを主要な内容としている。

オクラホマ州は、賃金支払いが所定の基準に該当する使用者の全被用者に、適用を拡大しネヴァダ州は職業病で除かれていた多数の適用除外を廃止した。メリーランド、テキサス、ワイオミングの諸州は域外適用を拡大し、テネシー、オクラホマ、オレゴン、サウス・カロライナの諸州は職業病の適用を広げている。しかし、カリフォルニア州は従来適用した臨時雇いや家事労働の労働者を適用から外し、ネヴァダやオレゴンの2州も適用を狭くした。

(11頁へつづく)

景気後退期に福祉財源に対する超過需要がある場合には、この財源に対して継続的に増大する需要、ならびに予算獲得の競合とに関して、つぎのことがあてはまる。つまり、失業状態の結果として、あるいはそれに付随するものとして生ずる諸需要が公共的財源を要求する場合に、福祉財源はそれらの諸需要にも応えねばならなかった。

つぎに、福祉需要については、極端に長い lag が注目されよう。つまり、福祉需要の経済的要因は、通常予想されているよりも長期間を経て作用している。同時に、失業や給付水準の変更の効果は何年間にも及んでいる。このような長期的な lag の構造は、再就職までの求職活動や失業給付を使い果たすこと、資産をくいつぶすこと、離婚や夫の蒸発、あるいは受給申請手続などに要する時間の長さと関連している。したがって、現時点での失業は今後のかなりの期間にわたって福祉システムやその財源に強い圧力をかけつづけると考えなければならない。

いずれにせよ、時系列による本分析によれば、現行の福祉システムは需要に対してかなり感応的である。これは過去になされたクロスセクションによる分析結果と矛盾している。両者を整合的に解するひとつの考え方は、前者の分析では AFDC 支出金額の半分以上が少数の大きな都会型の州（ニードに対して感応的）により説明されているのに対して、後者ではこれら少数の州も、多数を占める小さな農村型の州（ニードに対して非感応的）も同じウェイトで扱われる点に注目することである。

Peter S. Albin and Bruno Stein, The Impact of Unemployment on Welfare Expenditures, Industrial & Labor Relations Review, Oct. 1977, Vol. 31, No.1.

（岸 功 社会保障研究所）

現金給付では、ニュー・メキシコは遺族になった配偶者への給付は（最高、以下同）を、50%から  $66\frac{2}{3}\%$  に、また、配偶者のいない場合に、遺児の給付を35%から  $66\frac{2}{3}\%$  に引上げた。ミネソタ州は遺族の給付を、州の平均賃金の100%に、オクラホマ州は一時的な完全廃疾の給付を州の平均賃金の60%から  $66\frac{2}{3}\%$ 、永久的部分廃疾を50%，遺族給付を70%にした。このような支給率の修正は他の州でも見受けられる。しかし、アラスカ州は遺族給付の支給率を90%から  $66\frac{2}{3}\%$  に引下げている。

なお、コネティカット、オ克拉ホマなどの数州は、寡婦とかん夫の給付を同一にした。

オ克拉ホマとニュー・メキシコの2州は、遺族給付で対象とする遺児の年齢を、全日制の学生では23歳に引上げた。ワイオミング州はその年齢を、同様な場合に21歳までにした。

これらの改善以外に多数の州は、すでに受給している給付を引上げている。

Any S. Hribal, Workers' compensation laws-significant enactments in 1977, Monthly Labor Review, Vol. 100, No. 12, Dec. 1977, PP. 3-24.

（社会保障研究所 平石長久）